

## 定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（平成30年5月30日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

平成30年7月6日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	齋	藤	武	弘
同	斉	藤	栄	治

(様式)

水 総 第 92 号

平成30年6月28日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

上下水道部定例監査結果についての措置状況（通知）

平成30年5月30日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
上下水道部 浄化センター	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 特殊勤務手当支給事務において、電気取扱手当が支給されていないものがあった。	1 指摘の手当につきましては、平成30年6月の給与で是正しました。今後は特殊勤務実績簿の管理を徹底し、申請者と庶務担当職員で二重チェックをしてまいります。